

## 企業内弁護士の存在感

積水化学工業株式会社 法務部法務・コンプライアンスグループ長 南 裕子(大阪)

私は、2001年4月に現所属会社に弁護士資格のない法務スタッフとして入社した。2005年に会社に在籍したまま法科大学院へ進学し、2011年に弁護士登録して、引き続き同社で働いている。社員としての籍を維持したまま弁護士資格を取得して企業内弁護士になった経歴は少しだけ珍しいかもしれない。

私が社会人になってから弁護士を目指したきっかけは、2004年より法科大学院が開校したことである。当時の私は、入社して4年が経ち、契約審査、法律相談、訴訟・紛争対応、社内規程管理など、OJTで広く企業法務の経験を積むにつれ、基本となる専門的な法知識が不足していると感じるようになり、せっかく相談に来てくれても十分なアドバイスができないと悩んでいた。そんな私にとって、「実務との架橋を強く意識した教育」を行う法科大学院は、リカレント教育として最適であり、法科大学院修了生の約7割から8割が新司法試験に合格できるという話も魅力的であった。会社はそのような理由で法科大学院へ進学を希望した私に休職を認めてくれたのだが、第1回の新司法試験の合格率がでたとき、休職のありがたみが身にしみた。

法科大学院2年生になったとき(2006年)に、学校紹介のパンフレットに在校生として取り上げてもらったことがあった。「どんな法曹になりたい？」との質問に、私は「弁護士資格を持った社員として会社で働きたい」と答えたことを覚えている。今なら「企業内弁護士」と答えるだろうが、2006年当時、企業内弁護士は全国に150名<sup>1</sup>ほどしかおらず、私はまだ「企業内弁護士」という言葉を知らなかった。あれから10年以上経ち、2018年12月末時点で企業内弁護士は2,200名を超え、企業内弁護士の存在感が増している。

企業内弁護士の実態は多様である。法務部門で法務職としてのキャリアを積む人が多いが、他部門も経験して経営職としてのセンスを磨く人もいる。また、過去に法律事務所で執務経験のある企業内弁護士が約40%おり、事務所弁護士から企業内弁護士への転職も活発である。また、事務所での執務経験のない企業内弁護士から事務所弁護士へ転職するケースもあり、事務所弁護士と企業内弁護士の流動化が進んでいる。

私は、2011年に企業内弁護士として会社に復職して以来、コンプライアンス推進を担当しており、主な

業務としては、独禁法遵守や贈収賄防止などの各種プログラムの整備・運用、内部通報制度の整備・運用、社員教育、訴訟・トラブル対応などがある。訴訟・トラブル対応において、私が弁護士として会社の代理人を務めることはほとんどなく、その多くを事務所弁護士にお願いしており、私は社内と事務所弁護士の橋渡し役をしている。これら以外に、マネージャーとしての業務もあり、年度毎に実行計画をたてて予算をとり、計画達成のために工数が足りなければ採用活動を行うなど、組織運営をしている。このように、日常業務においては、弁護士でなければならない業務に携わることはほとんどないが、コンプライアンスを推進することは、企業内部の「法の支配」を実現することであり、その一翼を担えることは、弁護士として誇りに思う。さらに、昨今の「ESG」<sup>2</sup>の考え方の世界的な広まりを受け、コンプライアンスを推進することは、「ESG」のG(ガバナンス)の観点での経営基盤の強化につながる取組として注目を集めている。企業のコンプライアンスに対する社会的要請が強まるなかで、この仕事に当事者意識をもって取り組めることに大いにやりがいを感じている。

- 1 本文中の企業内弁護士に関する数字は、日本組織内弁護士協会のウェブサイトを参考にした。
- 2 企業の長期的な成長のためにはESGの観点が必要だという考え方。ESGとは、環境(Environment)、社会(Social)、ガバナンス(Governance)の頭文字を取ったもの。